

# 美咲町 定住促進住宅新築等補助金のご案内

この制度は

美咲町への定住促進を図るため、美咲町に定住し住宅を新築された方に住宅にかかる固定資産税を補助する制度です。

**交付対象者** ※①から④のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 美咲町に住所を有する方（新築後に美咲町に転入する方を含みます）。
- ② 美咲町内に、自己が居住するために延べ床面積66㎡以上280㎡以下の住宅（併用住宅を含む）を建築（完成）した方。
- ③ 物件に係る当該年度の固定資産税を完納した方。
- ④ 美咲町に納入する徴収金等に滞納のない方（同一世帯全員）。



**補助金の対象** 新築した住宅にかかる固定資産税（納付額）

**補助金額** 当該年度の新築した住宅に係る固定資産税相当額（納付額）の2分の1の額。  
ただし、住宅の新築にあたり、主として町内の建築関係業者または木材関係業者を利用した場合※は、新築した住宅に係る固定資産税全額。※いずれも千円未満切捨て

※「主として町内の建築関係業者または木材関係業者を利用した場合」とは…

- (1) 建築関係業者にあつては、住宅主体部の建築を請け負うこと。
- (2) 木材関係業者にあつては、住宅建築に要する木材（主要構造部に限る）が8 m<sup>3</sup>以上で、その内90%以上を町内の木材関係業者から納材していること。  
上記（1）または（2）の条件を満たすこと。

**交付期間** 該当する住宅に係る固定資産税が最初に課税される年度から3年度  
※令和3年度（令和4年3月31日）までに申請のあったものが対象となります。

**申請に必要な書類** 所定の申請書等に下記書類を添付して申請してください。

初年度

- (1) 工事請負契約書
- (2) 新築住宅に係る登記簿謄本
- (3) 住宅の平面図（間取りがわかるもの）
- (4) 工事の竣工写真（完成した家屋全体が写っているもの）
- (5) 住民票
- (6) 施工業者等申告書（主として町内業者を利用した場合のみ）

2年目以降  
(7)(8)のみ

- (7) 当該年度分の固定資産税納税証明書 ※
- (8) 当該物件に係る課税評価証明書 ※
- (9) その他町長が必要とする書類



※(5)(6)以外はコピー可

※(7)(8)については、固定資産税納税通知書及び固定資産税領収証書で代用できます。

※口座振替の方は、領収書の代わりに引き落としの確認できる通帳をご持参ください。

申請までのながれ

建築(完成)

家屋評価

翌年課税  
(固定資産税納税通知)

固定資産税納付  
(一括または4期)

申請

**お問い合わせ** 美咲町役場 地域みらい課 (0868) 66-1191